



発行 東京都

目次

22

規則

- 東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局公文書館）……………一
- 東京都職員研修規則の一部を改正する規則……………（総務局人事課）……………一
- 東京都災害救助基金による給与品の事前購入の手続等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災管理課）……………二
- 知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則……………（生活文化局広報広聴部情報公開課）……………二
- 東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 知事が保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………三
- 東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則……………（生活文化局私学部私学行政課）……………四
- 私立学校法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局文化振興部企画調整課）……………四
- 東京都美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………四

規則

- 東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京都庭園美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京都栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則……………（生活文化局文化振興部文化事業課）……………五
- 東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ）……………五
- 東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則……………（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）……………六

東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第六十九号

東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則  
東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和二年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。  
第七条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第九号様式までの規定中「**四**」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都職員研修規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第七十号

東京都職員研修規則の一部を改正する規則

東京都職員研修規則(昭和四十三年東京都規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

東京都災害救助基金による給与品の事前購入の手続等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十一号

東京都災害救助基金による給与品の事前購入の手続等に関する規則の一部を改正する規則

東京都災害救助基金による給与品の事前購入の手続等に関する規則(昭和四十年東京都規則第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「する局長」の下に「、同条第三項に規定する室長」を、「並びに」の下に「住宅政策本部長、」を加え、「病院経営本部長、」を削る。

別記様式中「四」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定(「病院経営本部長、」を削る部分に限る。)は、同年七月一日から施行する。

知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十二号

知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う情報公開事務に関する規則(平成十一年東京都規則第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に、「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

第十二条第三項中「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

第十五条中「生活文化局長」を「総務局長」に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の二から第十五号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則(平成十一年東京都規則第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「生活文化局」を「総務局」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十四号

東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開審査会規則(平成十一年東京都規則第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「生活文化局」を「総務局」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子


●東京都規則第七十五号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成三年東京都規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

第十六条中「生活文化局長」を「総務局長」に改める。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二から第二十三号様式までの規定中「」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十六号

東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

東京都個人情報保護審査会規則(平成三年東京都規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「生活文化局」を「総務局」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

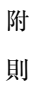
●東京都規則第七十七号

知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則(平成二十七年東京都規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「、国民年金手帳」を削る。

第十七条中「生活文化局長」を「総務局長」に改める。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十八号

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項並びに第二十三条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項中「東京都生活文化局内」を「東京都生活文化スポーツ局内」に改める。

別記第十五号様式表中「四」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十九号

東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則

東京都いじめ問題調査委員会規則（平成二十六年東京都規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同条ただし書を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

私立学校法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和二十五年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学校教育法施行規則」の下に「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を加え、同条第五号中「附近状況図」を「付近状況図」に改める。

第四条中「以下法」を「昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」」に、「基く」を「基づく」に、「以下審議会」を「以下「審議会」」に改める。

第十二条中「東京都生活文化局私学部」を「東京都生活文化スポーツ局私学部」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十一号

東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都江戸東京博物館条例施行規則（平成五年東京都規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「東京都生活文化局長」を「東京都生活文化スポーツ局長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十二号

東京都美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都美術館条例施行規則（平成十四年東京都規則第百九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「東京都生活文化局長」を「東京都生活文化スポーツ局長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十三号

東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都現代美術館条例施行規則（平成十四年東京都規則第百十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「東京都生活文化局長」を「東京都生活文化スポーツ局長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十四号

東京都写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都写真美術館条例施行規則（平成二年東京都規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「東京都生活文化局長」を「東京都生活文化スポーツ局長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都庭園美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十五号

東京都庭園美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都庭園美術館条例施行規則（令和二年東京都規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「東京都生活文化局長」を「東京都生活文化スポーツ局長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十六号

東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則

東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則（平成十四年東京都規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「東京都生活文化局長」を「東京都生活文化スポーツ局長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都荣誉表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十七号

東京都荣誉表彰規則の一部を改正する規則

東京都荣誉表彰規則（平成十六年東京都規則第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

●東京都規則第八十八号

東京都知事 小 池 百合子

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則(平成七年東京都規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「生活文化局長」を「生活文化スポーツ局長」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十九号

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第一百号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「東京都オリンピック・パラリンピック準備局長」を「東京都生活文化スポーツ局長」に改める。

別記第四号様式中「海峽協定キニベクニク・パナムニベク準備局長」を「東京臨海臨海文化スポーツ局長」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者スポーツセンター条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

行 東 京 都  
発 東京都市新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

